

自衛消防業務講習事務規程

制 定 平成20年11月13日 消安セ規程第15号

改正経過 平成23年 3月29日 消安セ規程第10号 一部改正

改正経過 平成25年 4月 1日 消安セ規程第 1 号 一部改正

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が、消防法施行規則（昭和 3 6 年自治省令第 6 号。以下「規則」という。）第 4 条の 2 の 1 4 及び消防法施行規則第 4 条の 2 の 1 3 第 3 号の規定に基づき、同条第 1 号及び第 2 号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成 2 0 年消防庁告示第 1 4 号）第 1 の規定に基づき、総務大臣の登録講習機関として行う自衛消防業務講習（以下「講習」という。）の事務の実施について必要な事項を定める。

(講習事務実施の基本方針)

第 2 条 安全センターは、規則及びこれに基づく告示によるほか、この規程に基づき、講習の内容の検討、講習の実施方法、効果測定の評定、修了証の交付、（これらの事務に係る苦情処理を含む。）その他の講習の実施に必要な事務（以下「講習事務」という。）を適確かつ公正に実施するものとする。

(講習事務を取り扱う日及び時間)

第 3 条 講習事務を取り扱う日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、次に掲げる日に第13条に規定する実施計画による講習を実施することとした場合にあっては、この限りでない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日
- (3) 1 2 月 2 9 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前各号に掲げる日を除く。）

2 講習事務を取り扱う時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

(講習事務を取り扱う事務所及びその実施地)

第 4 条 講習事務を取り扱う事務所の所在地は、東京都港区虎ノ門二丁目 9 番 1 6 号とし、当該事務所が担当する講習の実施地は日本全域とする。

第 2 章 講習事務の実施体制等

(講習事務の実施体制等)

第 5 条 安全センター理事長（以下「理事長」という。）は、講習事務を担当役員に統括管理させ、事務局長に指揮監督させるほか、事務局組織規程（昭和 5 0 年消安セ規程第 1 号）に定めるところにより業務部を置き、講習の実施を担当する部門及び修了証の交付を担当する部門の責任者を指名して、講習事務を処理させるものとする。

2 理事長及び担当役員は、講習事務の適確な実施を確保する責任を負うものとする。

(運営委員会)

第6条 講習の運営に関する事項について調査審議するため、別に定めるところにより、安全センターに消防防災関係資格者講習運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くものとする。

(専門委員会)

第7条 講習用テキストその他の教材、効果測定に係る問題等の作成及び改訂のため、別に定めるところにより、安全センターに自衛消防業務講習教材等作成専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くものとする。

(講師)

第8条 講習の講師は、担当する講習科目について高度な知識及び技術を有し、かつ、講義方法に秀でている等、講師として優れた資質を具備し、一定の専門的資格を有する者のうちから、別に定めるところにより理事長が委嘱する。

2 講師の要件等の細目は、理事長が定める。

(講習事務の一部委託)

第9条 安全センターは、講習事務のうち次に掲げる事務を、各都道府県又は指定都市等に存する公益法人等のうち、講習事務の一部を委託するに足りると理事長が認めるもの（以下「事務受託機関」という。）に委託することができる。

- (1) 広報に関する事務
- (2) 受講申請（再度講習申請を含む。）の受付に関する事務
- (3) 受講通知（再度講習通知を含む。）に関する事務
- (4) 講習会場の確保及び管理に関する事務
- (5) 効果測定に関する事務
- (6) その他前各号の事務に付随する事務

2 事務受託機関は、前項各号に掲げる事務の委託を受けた場合には、責任をもってこれらの事務を処理しなければならない。

3 第1項の委託に係る事務の処理に必要な経費は、安全センターが負担する。

4 安全センターは、第1項により委託をしようとする場合には、事務受託機関と委託契約を締結し、講習事務の適確な実施を確保するものとする。

(公平な取扱い)

第10条 安全センターは、講習事務の実施に当たっては、厳正かつ公正を旨とし、講習を受けようとする者のうち特定の者に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(他の業務からの独立性)

第11条 安全センターは、講習事務の実施に当たり、講習事務以外の業務から影響を受けることなく、当該事務を行うものとする。

(秘密保持義務)

第12条 安全センターの役職員及びこれらのものであった者並びに第9条の規定により講習事務の委託を受けた事務受託機関の役職員及びこれらのものであった者は、講習事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 運営委員会及び専門委員会の委員並びに第8条に規定する講師についても、前項の規定を適用する。

第3章 講習事務の実施方法

(実施計画)

第13条 安全センターは、毎年度あらかじめ、講習事務の実施計画を作成し、当該計画に基づいて講習を実施するものとする。

(広報)

第14条 安全センターは、講習の日時、場所、受講申請方法その他講習事務の実施に関し必要な事項を、事務受託機関の事務所において閲覧に供するとともに、安全センターの機関誌及びホームページに掲載するものとする。

- 2 安全センターは、都道府県、市町村の消防機関その他関係団体の協力を得て、前項の事項を関係者等に周知するものとする。

(新規講習及び追加講習の本講習の受講等の申請)

第15条 規則第4条の2の13第3号の規定に基づく講習（以下「追加講習の本講習」という。）及び同規則第4条の2の14の規定に基づく講習（以下「新規講習」という。）を受けようとする者は、別記様式第1号による受講申請書を、追加講習の本講習及び新規講習の実施地ごとに安全センターが指定する事務受託機関（以下「申請受付機関」という。）を通じて安全センターに提出しなければならない。

- 2 新規講習を受けようとする者で、消防法施行規則第4条の2の14第5項の規定に基づき、自衛消防組織の業務に関する講習の実施細目を定める件（平成20年消防庁告示第16号。以下「告示第16号」という。）第3に定める講習科目の一部免除を受けようとする者は、別記様式第2号による科目免除申請書を申請受付機関を通じて安全センターに提出しなければならない。

(受講申請書等の受理及び通知)

第16条 申請受付機関は、前条による申請書が提出された場合には、原則的にこれを先着順に受け付けることとし、特定の者について不当に差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 申請受付機関は、申請書の記載事項その他の事項を確認するものとする。
- 3 申請受付機関は、前項により申請書を確認し、追加講習の本講習又は新規講習を受けようすることを承認する場合は、安全センターに報告するものとし、安全センターは、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。
- 4 申請受付機関は、申請書を受理しない場合又は受理した後、追加講習の本講習又は新規講習を受けようすることを承認しない場合は、安全センターに報告するものとし、安全センターは、理由を付して申請者にその旨を通知するものとする。

(効果測定)

第17条 効果測定は、筆記試験とし、出題形式は、択一式その他解答の正誤を客観的に判定できるものとする。

- 2 効果測定の可否の判定基準は、理事長が別に定める。

(結果通知)

第18条 安全センターは、効果測定の合否を判定し、その結果を速やかに効果測定を受けた者に通知するものとする。

2 前項の場合、安全センターは、効果測定に不合格となった者に対しては、再度必要な講習科目を受ける資格がある旨を併せて通知するものとする。

(修了証の交付)

第19条 安全センターは、前条第1項により合格の判定を受けた者には、速やかに修了証を交付するものとする。

(再講習の受講等の申請)

第20条 規則第4条の2の13第3号及び同規則第4条の2の14第1に基づく再講習を受けようとする者は、別記様式第3号による再講習受講申請書を申請受付機関に提出しなければならない。

(再講習の受講等の申請の受理及び通知)

第21条 第16条の規定は、効果測定に係る部分を除き、前条の申請に対する受理及び通知の場合に準用する。

(再講習修了者に対する修了証の交付)

第22条 安全センターは、再講習を修了した者に対して、規則第4条の2の13第3号及び規則4条の2の14第4項に定めるところにより、修了証を交付するものとする。

(修了証の書換え等)

第23条 安全センターから修了証の交付を受けている者が氏名を変更した場合には、別記様式第4号による修了証書換申請書を安全センターに提出し、修了証の書換えを受けなければならない。

2 安全センターから修了証の交付を受けた者が現住所又は勤務先（勤務先の所在地を含む。）を変更した場合には、別記様式第5号による住所等異動届を安全センターに提出するものとする。

(修了証の再交付)

第24条 安全センターから免状の交付を受けた者が修了証を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合には、別記様式第6号による修了証再交付申請書を安全センターに提出し、修了証の再交付を受けなければならない。

2 修了証を亡失して再交付を受けた者が亡失した修了証を発見した場合には、これを直ちに安全センターに返還しなければならない。

第4章 講習事務に係る手数料

(手数料)

第25条 次の表の左欄各号に掲げる者は、それぞれ当該右欄に掲げる手数料を安全センターに納付しなければならない。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定に基づき、激甚災害として政令で指定を受けた災害又は激甚災害として政令で指定されることがほぼ確実と認められる災害の被災者に

については、この規定にかかわらず理事長が定めるところにより、手数料を減免することができるものとする。

手数料を納付すべき者	手数料の額
(1) 新規講習を受けようとする者で、科目免除の対象とならない者及び4時間未満の科目免除を受けようとする者	37,000 円
(2) 新規講習を受けようとする者で、4時間以上8時間未満の科目免除を受けようとする者	35,000 円
(3) 追加講習の本講習を受けようとする者	10,000 円
(4) 再講習を受けようとする者	21,000 円
(5) 修了証の書換えを受けようとする者	800 円
(6) 修了証の再交付を受けようとする者	1,000 円

2 前項の手数料は、あらかじめ安全センターが指示するところにより、金融機関の指定の口座へ振り込むものとする。この場合の振込手数料は、納入者の負担とする。

3 納付された手数料は、次に掲げるいずれかの場合を除き、返戻しない。

- (1) 本人の責めに帰すことのできない事故等があった場合
- (2) その他特別の理由があると理事長が認めた場合

第5章 雑 則

(財務諸表等の開示)

第26条 講習を受けようとする者その他の利害関係者は、第3条における講習事務を取り扱う日及び時間内において、別記様式第7号による財務諸表等開示請求書を安全センターに提出して、次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）の閲覧又は謄写の請求
- (2) 財務諸表等の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等を電磁的に記録した磁気ディスクその他これに準ずる方法による提供の請求

2 前項の請求をする者は、別に定めるところにより安全センターに手数料を納入しなければならない。

(苦情及び異議申立)

第27条 安全センターは、講習事務に関し、講習を受けようとする者その他の関係者から苦情又は異議申立てがあった場合には、誠実かつ迅速に対応し、法令その他の規程に則り、適正に処理するものとする。

(帳簿の管理)

第28条 安全センターは、講習に関する次の事項を記載した帳簿を作成し、保管しなけれ

ばならない。

- (1) 講習を実施した年月日
- (2) 講習の実施地
- (3) 講習受講者の氏名、本籍、住所及び生年月日
- (4) 修了証の交付の有無
- (5) 修了証の交付年月日及び交付番号

2 前項の帳簿は、確実かつ秘密の漏れることのない方法により、免状を交付した日から6年間保存しなければならない。

3 帳簿の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示される場合は、当該ファイル又は磁気ディスクにより行うことができる。

(補 則)

第29条 この規程に定めるもののほか、講習事務の実施方法等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成20年11月13日消安セ規程第15号)

この規程は、自衛消防業務講習の実施機関として、総務大臣の登録を受けた日(平成20年12月19日)から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。